

3 住宅の建て方（4区分）、住宅の所有の関係（5区分）別居住世帯のある住宅数の推移

年次	区分	総数	住宅の建て方				住宅の所有の関係					
			一戸建	長屋建	共同住宅	その他	持ち家	借家				
								総数	公営借家	都市再生機構・公社の借家	民営借家	給与住宅
昭和48年		11,000	7,700	1,600	1,600	—	7,200	3,900	* 510	*	2,900	430
昭和53年		15,600	11,300	1,700	* 2,600	*	9,800	5,800	* 800	*	4,600	500
昭和58年		16,510	12,590	1,400	2,440	80	10,900	5,610	…	…	…	…
昭和63年		18,240	…	…	…	…	12,730	5,510	…	…	…	…
平成5年		19,580	14,760	1,150	3,610	70	13,090	6,490	…	…	…	…
平成10年		22,000	15,950	1,080	4,950	20	14,380	7,620	…	…	…	…
平成15年		21,980	16,550	730	4,600	100	14,550	7,380	350	40	6,540	450
平成20年		24,150	18,870	1,100	4,040	140	16,640	7,510	560	—	6,700	250
平成25年		25,510	19,920	790	4,720	80	17,830	7,520	500	—	6,690	330

（注）①平成15年以前の数値は旧十和田市のもの（旧十和田湖町は調査対象外）

②標本調査による推定値であるため、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章した。

したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

③住宅の総数には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

④昭和53年の住宅の建て方は、「共同住宅」、「その他」をくくって表章した。

⑤昭和53年以前の住宅の所有の関係は、「持ち家」、「公営・公団・公社の借家」、「民営借家」、「給与住宅」の4区分であり、くくって表章した。

⑥一戸建とは、一つの建物が1住宅であるものをいう。

⑦長屋建とは、二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

⑧共同住宅とは、一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。1階が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

⑨その他とは、上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合をいう。

⑩持ち家とは、そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅をいう。最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

⑪公営の借家とは、都道府県、市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないものをいう。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

⑫都市再生機構（旧公団）・公社の借家とは、「都市再生機構（旧公団）」や都道府県・市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないものをいう。いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。なお、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅もここに含めた。

⑬民営借家とは、国・都道府県・市区町村・都市再生機構（旧公団）・公社以外のものが所有又は管理している賃貸住宅で、「給与住宅」でないものをいう。

⑭給与住宅とは、社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。）をいう。この場合、家賃の支払の有無を問わない。